

# ○京都府立大学教務部委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第18号)

(設置)

**第1条** 京都府立大学(以下「本学」という。)の教育基本方針の立案、教育課程の運営・実施など、本学の教務に関する事項を協議し、処理するため、本学に京都府立大学教務部委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、次に掲げる委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 教務部長
- (2) 教養教育センター長
- (3) 教職センター副センター長 2名
- (4) 学部各学科及び大学院研究科各専攻から選出された各1名の教員
- (5) 学務課長

2 前項各号に掲げる委員は、原則として同一人が兼ねることはできない。

3 第1項第4号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

**第3条** 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、教務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうち委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がないときは、開くことができない。

(企画委員会の設置)

**第6条** 委員会は、本学の教育課程、教育プログラムなどの企画・立案、運営に関する全学的事項を協議し、必要な提案を行うため、次の10名の委員からなる企画委員会を設置する。

- (1) 教務部長
- (2) 教養教育センター長
- (3) 教職センター副センター長のうち1名
- (4) 文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部の委員か

ら各1名

(5) 第7条に定めるFD部会及び人権教育部会の部会長の2名

(6) 学務課長

2 前項に掲げる委員は、原則として同一人が兼ねることはできない。

3 企画委員会に委員長を置き、教務部長を充てる。

4 第1項第4号の委員は、学部を代表する委員として、所属学部の長の内申に基づき、委員長が指名する。

(部会の設置)

**第7条** 委員会は、次に掲げる部会を設置する。

(1) 本学の教育機能・教育方法の開発・高度化に関する事項を協議し、処理するためのFD部会

(2) 人権教育の基本方針、カリキュラムの企画・運営に関する事項を協議し、処理するための人権教育部会

(3) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、開講表(シラバス)を評価し、時間割編成・教室配当、学生便覧作成・履修ガイダンスなど教育の実施運営に関する事項を協議するための教育課程運営・評価部会

2 部会は、委員の中から委員会の審議を経て委員長が指名した部会長及びその他の委員により組織する。

3 その他部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(意見の聴取)

**第8条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

2 企画委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を企画委員会に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

3 部会長が必要と認めたときは、部会構成委員以外の者を部会に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

**第9条** 委員会に幹事を置き、学務課教務係長をもって充てる。

2 幹事は、委員会の会議に出席し、会議に関する事務をつかさどる。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、学務課教務係において処理する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年7月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。